

再送達上申書

令和 年 月 日

東京地方裁判所民事第21部 御中

債権者

印

債権者

債務者

第三債務者

上記当事者間の御庁令和 年（ ）第 号債権差押命令申立事件について、
債務者に対する債権差押命令の送達が不送達となっているので、日曜日又は休日指定の
郵便で、債務者住所にあてて再送達を実施されたく上申する。